

市区町村名：双葉郡双葉町

相馬税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
	一部	帰還困難区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
	上記以外の双葉町	全域	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
				1.1	純 0.8	純 1.4	純 3.5	純 3.5		

※ 令和6年1月1日現在において避難指示区域内に存する土地等については、評価倍率を定めることが困難であることから、評価の安全性を最大限に考慮し、「評価しない」としてしています（相続税、贈与税の申告に当たっては、その価額を「0」として差し支えありません。）。